

電気事業法第43条第2項の許可の要件を満たす者であって産業保安監督部長が認めた者（資格承認）の取扱について

当制度は、鉱山保安法施行規則第43条第1項の表6の項下欄第3号の規定「電気事業法第43条第2項の許可の要件を満たす者であって産業保安監督部長が認めた者」により、電気主任技術者免状の交付を受けていない者を産業保安監督部長が認めれば作業監督者に選任することが出来るものです。

なお、電気主任技術者免状の交付を受けていない者を作業監督者として選任する場合は、所管産業保安監督部長の承認を受けなければなりませんが、この承認を受けた作業監督者は、当該電気工作物に限って認められるもので、一般的資格を付与される者ではありません。

従ってその者が、他の鉱山に勤務して、再び作業監督者になるときは、改めて承認を受けなければなりません。また、同一鉱山内でも、その設備の規模・内容を著しく変更したような場合は、承認を取り消されることがあります。

(1) 承認の基準

資格承認は、作業監督者の保安監督をする電気工作物の範囲毎に、以下の要件を満たしていること、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り行われます。

i 最大電力500kW未満の需要設備

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者
- ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条の規定による第1種電気工事士免状の交付を受けた者（ハに掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けたものを除く。）
- ハ 電気工事士法第6条の規定による第1種電気工事士試験に合格した者
- ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者
- ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験（高圧電気工事技術者試験）に合格した者
- ヘ イ～ホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

ii 最大電力100kW未満の需要設備

上記イ～ホに掲げる者の他、次の何れかに該当する者

- チ 電気工事士法第4条の規定による第2種電気工事士免状の交付を受けた者
- リ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以

上の教育施設の電気工学科以外の工学に関する学科において一般電気工
学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者
又 チ〜リに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者